



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 4 0 号 令和元年 1 2 月 2 0 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 8 8	介護医療院の開設を許可した件	長寿いきがい課
5 8 9	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	同
5 9 0	解除予定保安林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
5 9 1	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
5 9 2	道路の区域を変更する件	道路整備課
5 9 3	道路の供用を開始する件	同
5 9 4	都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課
5 9 5	土砂災害警戒区域を指定する件	砂防防災課
5 9 6	土砂災害警戒区域の指定を解除する件	同
5 9 7	土砂災害特別警戒区域を指定する件	同
5 9 8	土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	同
5 9 9	指定金融機関の名称及び所在地等を定める 件の一部を改正する件	出納局会計課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
8 2		漁業法の規定による徳島海区漁業調整委員 会の委員の解職を請求する場合の選挙権を 有する者の3分の1の数を告示する件	

徳島県告示第五百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介護医療院		名称	藤野医院介護医療院
開設者		所在地	小松島市坂野町字平田一八番地二
サービスの種類		医療法人敬和会	介護医療院
許可年月日		令和元年十二月一日	

徳島県告示第五百八十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護養型医療施設がその指定を辞退した。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
藤野医院	小松島市坂野町字平田一八番地二	医療法人敬和会	介護養型医療施設	令和元年十一月三十日

徳島県告示第五百九十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 二 三好市東祖谷落合五五八の一七（国有林）
- 三 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第五百九十一号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和元年徳島県告示第四百四十八号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和元年十一月二十九日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和元年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3 5	生 阿南相	阿南市新野町花坂二二番 六地先から 同 入田一四番 一地先まで 阿南市新野町花坂三二番 一地先から 同 入田一四番 一地先まで	旧	一一・五〇四八・五	一、五七五・五
			新	八・一〇四八・五	一、五三六・一

徳島県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和元年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

3 5	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		阿南相生	阿南市新野町花坂三一番 一地从から 同 入田一四番 一地从先まで	一、五三六・一	令和元年十二月二十一日

徳島県告示第五百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

阿南市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 阿南市公共下水道

三 事業施行期間

平成十一年十月二十九日から

令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成二十八年徳島県告示第二百二十七号（都市計画事業の変更を認可した件）の事業地に阿南市向原町下ノ浜地内を加える。

2 使用の部分
なし

徳島県告示第五百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
吉野川市	桑村(1)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	桑村(2)	同	
	学(1)	同	
	学(2)	同	
	学(3)	同	
	学(4)	同	
	向原	地すべり	
	宗田	同	
	皆瀬	同	
阿波市	落合谷川	土石流	
	熊谷川	同	
	佐古谷川	同	
	高尾谷川	同	
	浦ノ谷川	同	
	安楽寺谷川	同	
	高瀬谷川	同	
	見坂浦谷川	同	
	北谷川	同	
	上畑1号谷	同	
	上畑2号谷	同	
	相婦1号谷	同	
	相婦2号谷	同	
	落久保谷	同	
	鈴川谷川	同	
	檜原谷	同	
	法寺ヶ谷	同	
	山王子(1)	急傾斜地の崩壊	
	佐古(1)	同	
	岡の段の一(1)	同	
	北原(1)	同	
	下山田(1)	同	
	下山田(2)	同	
	岡の段の二(1)	同	

																	美波町																						
																	海陽町																						
																	上板町																						
																	つるぎ町																						
別所谷	西尾上谷	西尾谷	太田川	太田谷	五木底谷	日光神社谷	鹿老渡谷	坂根上谷	岡の久保谷	坂根下谷	聖郷上谷	宮の下谷	田井北谷	山内谷	山下谷	柏尾谷	下屋谷	藤村谷	西崎谷	安楽寺谷川	船津(3)	北路(2)	杉谷(4)	船津(2)	船津(1)	久尾	西の谷	船津谷	片山(2)	小イザリ(4)	小イザリ(2)	小イザリ(1)	片山(1)	片山東	奥地(西)	奥地(上)	西良谷	奥地谷	片山谷
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	同	土石流

徳島県告示第五百九十六号

次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
三好市	知行谷	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び関係する徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	
吉野川市	桑村(1)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	学(2)	同		
	学(3)	同		
	阿波市	落合谷川		土石流
		熊谷川		同
		佐古谷川		同
		高尾谷川		同
		安楽寺谷川		同
		高瀬谷川		同
		見坂浦谷川		同
		北谷川		同
		上畑1号谷		同
		上畑2号谷		同
		相婦1号谷		同
		相婦2号谷		同
		落久保谷		同
		鈴川谷川		同
		法寺ヶ谷		同
		山王子(1)		急傾斜地の崩壊
		佐古(1)		同
岡の段の一(1)	同			
北原(1)	同			
下山田(1)	同			
下山田(2)	同			
岡の段の二(1)	同			
宮ノ尾(1)	同			
宮ノ尾(2)	同			
鈴川(1)	同			
奥ノ宮(2)	同			
万代(1)	同			

																	美波町																						
																	海陽町																						
																	上板町																						
																	つるぎ町																						
長瀬上谷	西谷	道満谷	西尾上谷	西尾谷	広瀬谷	広瀬北谷	太田川	太田谷	五木底谷	日光神社谷	鹿老渡谷	坂根下谷	聖郷上谷	宮の下谷	田井北谷	山下谷	藤村谷	西崎谷	安楽寺谷川	船津(3)	北路(2)	杉谷(4)	船津(2)	船津(1)	久尾	西の谷	船津谷	小イザリ(4)	小イザリ(2)	小イザリ(1)	片山(1)	片山東	奥地(西)	奥地(上)	西良谷	奥地谷	片山谷	和田(9)	上釣井(5)
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	土石流	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	同	土石流	同	同

中尾(2)	中尾(1)	古野(5)	古野(4)	古野(3)	古野(2)	古野(1)	奥村(1)	坊六(2)	坊六(1)	奥村(2)	明合(4)	明合(3)	明合(2)	明合(1)	中谷(2)	中谷(1)	宗森(3)	宗森(2)	宗森(1)	木藤	木藤浦
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島県東部県土整備局、徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百九十八号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三好市	知行谷	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県国土整備部砂防防災課及び関係する徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百九十九号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年十二月二十日から施行する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

二の三の(三)の表堺支店の項中「大阪府堺市堺区新在家町東一丁目」を「大阪府堺市堺区新在家町東一丁目」に改め、同表藍住支店コーナン藍住出張所の項を削る。

徳島県選挙管理委員会告示第八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定により徳島海区漁業調整委員会の委員の解職を請求する場合の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一、三三一人